

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案のポイント

1 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域への支援の強化

- ① 地方再生中小企業創業助成金の創設（要綱第1の6(2)(3)）
- ② 試行雇用奨励金（技能継承トライアル）の支給額の引上げ等（要綱第1の5(2)）
- ③ 中小企業基盤人材確保助成金の支給額の引上げ（要綱第1の8(4)）
- ④ 若年者雇用促進特別奨励金の支給額の引上げ（要綱第1の5(3)）

2 フリーター等の常用雇用化の推進

- ① 若年者雇用促進特別奨励金の支給額の引上げ（要綱第1の5(3)・再掲）
- ② 試行雇用奨励金の支給対象事業主に、住居喪失不安定就労者を雇用した事業主を追加（要綱第1の5(1)）
- ③ 沖縄若年者雇用促進奨励金の支給要件に係る対象労働者の年齢を30歳未満から35歳未満に引上げ（要綱第1の6(1)）

3 65歳までの雇用機会の確保及び「70歳まで働ける企業」の普及促進

- ① 中小企業定年引上げ等奨励金の支給対象事業主の拡充（要綱第1の2(2)）
- ② 70歳定年引上げ等モデル企業助成金及び中小企業高齢者雇用確保実現奨励金の創設（要綱第1の2(1)(3)(4)）

4 中小企業の生産性向上等に向けた人材面からの支援・雇用対策の充実

- ① 中小企業人材能力発揮奨励金の創設（要綱第1の8(1)(2)）
- ② 中小企業基盤人材確保助成金の支給対象事業主の拡充（要綱第1の8(3)）
- ③ 中小企業基盤人材確保助成金の支給額の引上げ（要綱第1の8(4)・再掲）

5 有期契約労働者の処遇の改善

中小企業雇用安定化奨励金の創設（要綱第1の8(5)～(8)）

6 実践的な職業訓練・職業能力評価を通じた就労の実現と参加者・参加企業等に対する支援

キャリア形成促進助成金の支給額の引上げ（要綱第1の9）

7 仕事と家庭の両立を図ることができる環境整備の推進 育児・介護雇用安定等助成金について、短時間勤務制度の導入等を行う事業主に対する助成措置の拡充（要綱第1の7及び第3）

8 中国残留邦人等に対する支援

特定求職者雇用開発助成金及び訓練手当の支給対象となる対象労働者に係る中国残留邦人等の範囲を拡大（要綱第1の3及び第2）

9 その他助成金の廃止等

- ① 雇用環境整備助成金、子育て女性起業支援助成金、中小企業職業相談委託助成金、福利厚生助成金及び建設業需給調整機能強化促進助成金の廃止（要綱第1の2(5)、4及び8(10)並びに第4の4及び5）
- ② 再就職支援給付金の支給上限額の引下げ（要綱第1の1）
- ③ 建設雇用改善推進助成金の再編等（要綱第4の1～3）

10 施行日

平成20年4月1日